

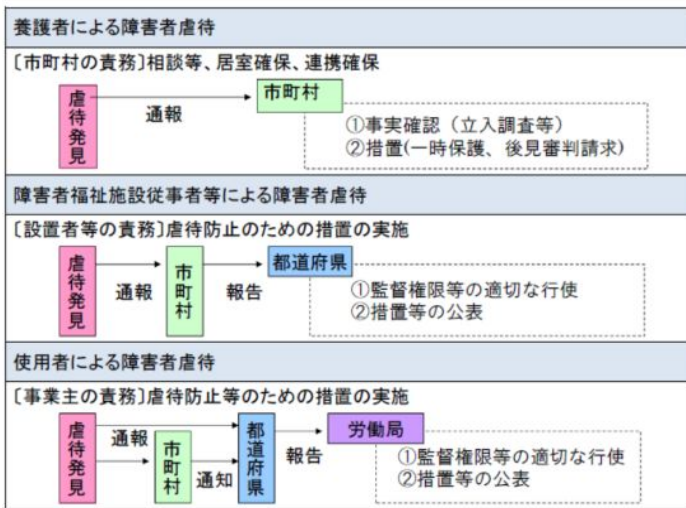


虐待防止委員会だより

虐待防止法の制定

平成24年10月1日、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称「障害者虐待防止法」）が施行されました。当法人ではこれを受けて、虐待防止マニュアルを策定しました。これから法人の虐待防止への取り組みについてこの「虐待防止だより」でお知らせをしていきます。

障害者虐待防止等のスキーム (P.19)



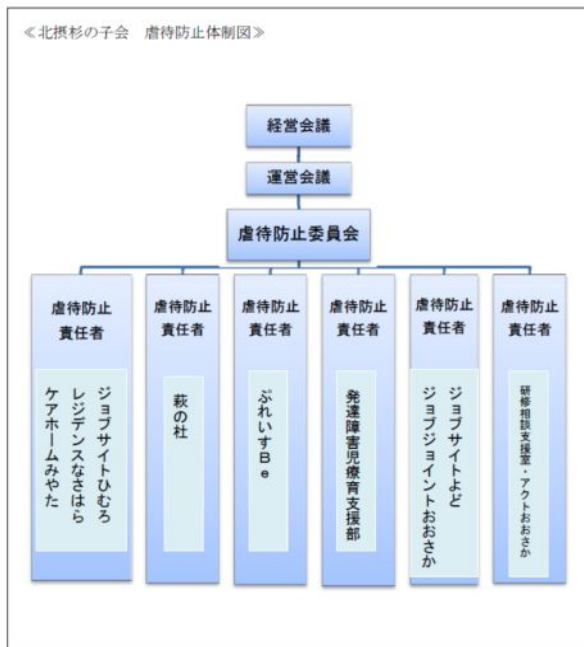
虐待防止のスキーム

虐待防止のスキームは、次の3つに分けられています。①擁護者によるもの ②障害者福祉施設従事者等によるもの ③使用者によるもの

虐待の種類

虐待の種類は次の5つに分けられます。

- 身体的虐待** (Physical Abuse): 身体への暴行や拘束
- ネグレクト** (Neglect): 安全や健康への無関心や虐待行為の放置
- 心理的虐待** (Psychological Abuse): 暴言や拒絶的差別的な心理的外傷を与える言動
- 性的虐待** (Sexual Abuse): わいせつな行為をすること、ヤセネージュ
- 経済的虐待** (Economic Abuse): 財産を不当に処分したり、財産上の利益を得ること



虐待の未然の防止と発生時の対応を目的として虐待防止委員会を設置しました。主な役割は、①虐待防止の体制づくり ②虐待のチェックとモニタリング ③虐待防止に関する啓発・広報活動 ④虐待110番 ⑤虐待発生後の対応と総括

虐待防止体制図

虐待防止委員会の活動

虐待防止委員会は、現在まで2回開催され、それぞれの事業所から様々な課題が報告されました。

虐待防止に関する理解を深める必要がある

職員の気づき（自己覚知）のトレーニングもして振り返りたい

もっと職員間でコミュニケーションを図るべき



職員間で指摘しにくい雰囲気はないだろうか

振り返りチェックシートを使っているがマンネリ化しているのでは・・・

障害特性の理解を深めるよう研修を充実させたい

利用者の人権を守るのは我々支援員です。

虐待を防ぐためには、支援員一人ひとりの自覚や気づきが大切です。「虐待かもしれない」と思ったらためらわずに連絡をしてください。

障害者虐待 110 番

080-3474-2409

虐待防止委員会では、今後も虐待防止に向けて、研修、広報活動に力を入れていきます。皆さん、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
(H25・5発行 虐待防止委員会)

○高槻市の障がい者虐待に関する相談・通報等については
高槻市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課代表）
TEL 072・674・7164
FAX 072-674-7188